

[事案 2024-40] 転換契約等無効請求

・令和7年2月21日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の父は、昭和61年7月に契約した終身保険（契約①）を、平成22年7月に終身医療保険（契約②）に一部転換し、平成27年6月に終身医療保険（契約③）を契約し、同時期に契約②を解約した。その後、令和5年10月に父が死亡したことから、契約①③にもとづき死亡保険金が支払われた。しかし、以下等の理由により、契約②③を無効として契約①を復旧してほしい。

- (1) 保険会社は、平成22年当時、認知能力が衰えた後期高齢者（75歳）であった父に対し、メリットのみを複数回強調して説明し、デメリットとなる情報は設計書に注意喚起情報として明示して説明したとして、父に対して十分に理解したかを確認しないまま本一部転換を行った。
- (2) 本一部転換では、契約①の保険金額が減額されているところ、募集人は、減額された保険金額を、契約②にもとづく給付金で回収するためにはどのような状況になればよいのか、説明をしなかった。
- (3) 保険会社は、平成27年当時、認知能力が更に衰えた後期高齢者（80歳）であった父に対し、メリットのみを複数回強調して説明し、デメリットとなる情報は設計書に注意喚起情報として明示して説明したとして、父に対して十分に理解したかを確認しないまま、契約③を申し込ませ、契約②を解約させた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人および申立人妻と3回程度面談して、パンフレットや設計書を用いて、契約②について適切に説明をした（契約③も同じ）。
- (2) 契約②の申込みを受け、申立人父が申込みの直前に大腸ポリープの手術を受けていたことから、部位不担保の特別条件を付加すれば引受可能であると伝えたところ、申立人父は申込内容を変更し、現在の保障内容の契約②が成立した。
- (3) 申立人父は、平成23年、平成27年の2回、契約②にもとづく入院給付金を請求しているが、いずれも、契約①の医療関係特約では入院給付金が支払われない日数の入院であり、契約②に転換したことから入院給付金が支払われたものである。
- (4) 申立人父は、当初、契約②を転換して契約③の申込みをしたが、その後、契約②の解約返戻金を自身で受け取って使いたいと述べ、募集人に対し、契約②を転換する形ではなく、契約③を新規に加入したいとの希望を伝え、契約③は新規契約として成立した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約締結時における事情等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を実施した。なお、申立人の事情聴取は、裁定審査会が質問状を送付し、申立人が書面で回答する方法で行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。